

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500443号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2500029号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年10月31日は8万8,000円、同年12月24日は25万5,000円、平成21年9月15日は27万4,000円に訂正することが必要である。

平成20年10月31日、同年12月24日及び平成21年9月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年10月31日、同年12月24日及び平成21年9月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成21年9月15日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

なお、平成21年9月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年10月
② 平成20年12月
③ 平成21年9月

A社から、請求期間①から③までに係る賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から③までの賞与に係る給料支払明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から③までについて、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書(写)(以

下「賞与支払明細書」という。)により、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの賞与支払年月日については、賞与支払明細書に記載はなく、事業主に照会を行ったものの不明と回答しているところ、請求期間①については、同僚照会においても賞与支払年月日を特定できる回答が得られなかったことから、賞与支払月の末日とし、請求期間②及び③については、複数の同僚に係る預金通帳(写)において確認できる賞与振込日により、それぞれ請求期間①は平成20年10月31日、請求期間②は同年12月24日、請求期間③は平成21年9月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は8万8,000円、請求期間②は25万5,000円、請求期間③は27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年10月31日、同年12月24日及び平成21年9月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③について、賞与支払明細書及び複数の同僚に係る預金通帳(写)により、請求者は、平成21年9月15日に28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500408号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500030号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年10月1日から平成4年4月1日まで
② 平成4年5月1日から同年9月1日まで

私は、請求期間①及び②において、派遣社員としてA社C事業所(請求期間①及び②当時の派遣社員に係る厚生年金保険の適用事業所は、A社)から請求期間①はD社に、請求期間②はE社にそれぞれ派遣されて就労しており、健康保険証も発行してもらっていた記憶があるが、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②が被保険者期間となっていない。

A社C事業所に係るタイムカードの控えを提出するので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたタイムカードのスタッフ控から、期間の特定はできないものの、請求者がA社C事業所の派遣社員としてD社及びE社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る在籍(勤務)実態及び厚生年金保険料を給与から控除したか否かについては資料がないため不明である旨回答している。

また、B社の担当者は、請求期間①及び②当時、A社C事業所の派遣社員が厚生年金保険に加入する場合は、A社で加入することになると思う旨陳述しているところ、A社に係るオンライン記録によると、請求期間①及び②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名及び読み方の異なる氏名で検索を行ったが、当該期間に請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社において請求期間①又は②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者から抽出した17名について雇用保険の加入状況を調査したところ、いずれもA社C事業所において、厚生年金保険の被保険者期間と同期間又はそれを上回る期間の雇用保険の加入記録が確

認できたが、請求者については、請求期間①及び②において同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、上述の 17 名に照会したところ、自身は派遣社員であったとする複数の者は、A社C事業所では派遣社員を入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた旨回答又は陳述しているところ、これらの者が入社したと記憶する時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期には最大2年程度の差異がある上、同社において請求期間①及び②当時人事部で勤務していた者は、請求者のような外部企業への派遣社員については、社会保険の加入条件は厳しく、厚生年金保険に加入している派遣社員は少なかった認識がある旨回答及び陳述していることから、当該期間当時の同社では、必ずしも派遣社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。